

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長。
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、5年間とする。

1. 対象事業 【地方単独事業(6)を除く】

(下線部分が令和3年8月拡充部分)

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 (※1)については、公共的団体への補助金債を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防団拠点施設等 ○防災資機材等備蓄施設 ○非常用電源 ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等 ○避難路・避難階段(※1) ○指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設(浸水対策のための施設整備(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等)を含む)(※1) ○指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設(トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、非接触対応設備、発熱者専用室等) ○災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設(災害対策本部員室、災害対策本部事務局室(オペレーションルーム)、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等) ○救急隊員等の使用する消防本部等における感染症対策に係る施設(仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資材・資機材用備蓄倉庫等) ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ○消防団の機能強化を図るための施設・設備 ○消防水利施設 ○初期消火資機材 	<p>(3) 浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転 ○施設の大宗が洪水浸水想定区域内等にあり、地域防災計画に必要な消防署の移転
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線のデジタル化・防災情報の確実な伝達のための機能強化 ○全国瞬時警報システム(Jアラート)に係る情報伝達手段の多重化 ○防災情報システム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設 ○都道府県と管内全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムの整備等 ○災害時オペレーションシステム <p style="text-align: right; color: red;">クラウド型被災者支援システムが該当</p>	<p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署の増改築等 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令センターの整備
	<p>(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">消防署については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象</p>
	<p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※2)の交付を受けて実施する(1)~(5)の事業</p> <p>(※2) 防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金</p>

2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100% (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度 令和3年度~令和7年度(延長前:平成29年度から令和2年度)

4. 事業費

5,000億円(令和3年度)

防災情報システムに対する地方財政措置

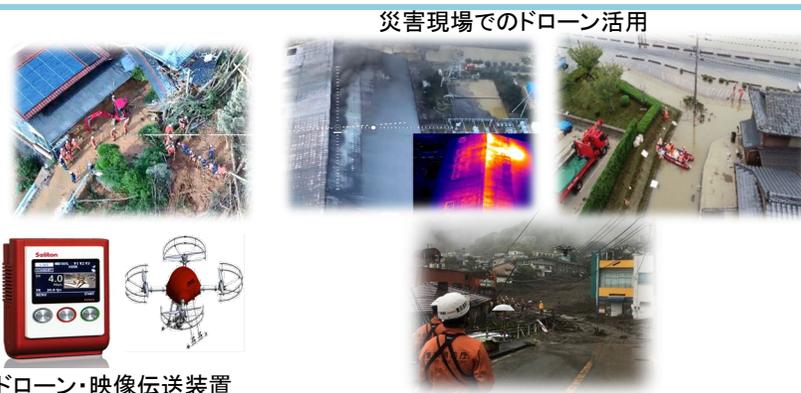
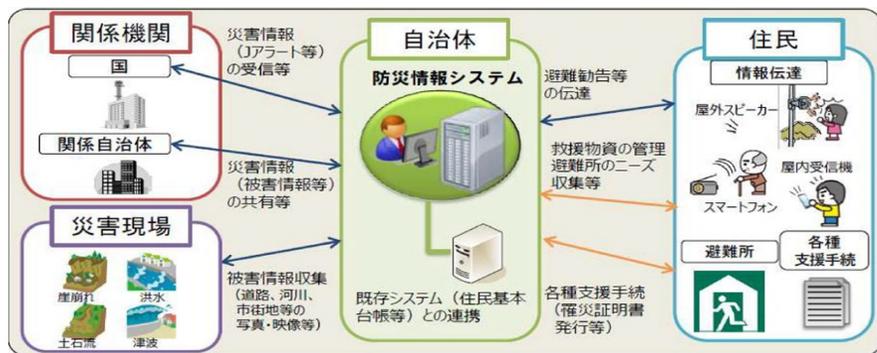
対象事業

○【防災情報システムの新設、更新】

- ①河川水位情報やドローンからの映像等を関係機関や避難所に送り、警報等を呼びかけるシステム
- ②被災者関連機能(被災者台帳管理等)、避難所関連機能(避難所のニーズ把握等)、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能及び職員参集連絡機能等を有するシステム
- ③災害情報伝達手段への一斉送信システム
- ④携帯電話網等を活用した情報伝達システム

○【既存の防災情報システムの改修(機能強化)】 サーバーの設置等と一体的に行うソフトウェアの追加に要する経費

【事業イメージ】



※対象事業、留意事項についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置(地方債(充当率・交付税措置)、特別交付税措置)

クラウド型被災者支援システムが該当

○【新設・機能強化】緊急防災・減災事業債(令和7年度までの時限措置)

充当率 100%



○【更新】防災対策事業債

充当率 75%



○【非適債事業(個別端末整備、庁舎側設備のソフト改修等)】特別交付税 措置率0.7(令和7年度までの時限措置)



※特別交付税措置は貸与する場合に限る(譲渡は対象外)。有償貸与により配備する場合は、住民負担分を除いた市町村の負担経費が対象